

令和2年3月3日

保護者各位

和歌山県立田辺工業高等学校  
校長 三角 雅彦

## 気象警報発令時の登下校及び授業・考査について

特別警報、暴風警報、大雨警報、津波警報が発令された時、本校の登下校及び授業・考査の措置については以下のとおりとします。

### 記

#### 【通常授業日の場合】

- ① 午前7時現在において、田辺市（田辺）に上記の気象警報が発令されている場合は、全校生徒は登校せず自宅で待機する。また、自宅地域および通学経路上の地域に上記の警報が発令されている場合は、当該生徒は登校せず自宅で待機する。
- ② 午前10時を過ぎて上記の気象警報が解除されない場合は、臨時休校とする。
- ③ 午前10時までに上記の気象警報が解除された場合は、5限より授業を行う。5限開始の15分前（午後1時5分）よりSHRを行うので生徒はそれまでに十分に十分留意して登校する。
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令された場合、原則1週間は休校とする。
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されている場合、生徒は後発地震に十分警戒しつつ、安全を確保しながら登校する

#### 【定期考査実施日の場合】

- ① 午前7時現在において、田辺市（田辺）に上記の気象警報が発令されている場合は、臨時休校とする。当日の考査については、考査終了日以降に別途実施する。また、自宅地域および通学経路上の地域に上記の警報が発令されている場合は、当該生徒は登校せず自宅で待機する。

#### 【その他の留意点】

- ① 大雨等の悪天候により、生徒の登校に危険が予測される場合は、気象警報発令の有無にかかわらず、その安全が確かめられるまで生徒は保護者の判断のもと、自宅待機とする。その場合は、速やかに保護者から学校へ連絡を行うこと。
- ② 学校もしくは和歌山県教育委員会から、公共放送等を通じて登下校に関する指示がなされた場合は、その指示に従うこと。
- ③ 授業実施中に気象警報が発令された場合は、状況を判断し、帰宅または学校待機や避難の措置を行う。